

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇選管規則 鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正
- 公職選挙法による選挙事務規程の一部改正
- 鳥取県選挙運動管理規程の全部改正
- 鳥取県知事選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部改正

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程(昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八号を次のように改める。

八 選挙運動用ポスター(推薦団体のポスターを含む)及び政治活動用ポスターの検印に関する事項第十号を次のように改める。

十 立会演説会を開催する会場並びに立会演説会の参加者及び演説順位の決定に関する事項

第十五号の次に次の二号を加える。

十六 推薦団体の確認に関する事項

十七 確認団体の確認に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「五日以内」を「三日以内」に改める。

にその選挙の期日を告示された参議院議員の選挙以外の選挙については、なお従前の例による。

第三十二条 削除

鳥取県選挙管理委員会規則第三号

第三十四条中「開票管理者」を「市町村の委員会」に改める。

鳥取県選挙運動管理規程

第四十条を次のように改める。

第一章 選挙事務所の標札並びに自動車、拡声機及び船舶の表示板

(選挙長が行なう告示)

第一条 衆議院議員、参議院地方選出議員、鳥取県の知事

第四十条 選挙長が行なう告示は、当該選挙に関する事務を管理する委員会の告示の方法に準じて行なわなければならない。

所の選挙の候補者又は推薦届出者が設置する選挙事務所の表示は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第百三十一条第四項の規定によつて県の選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が交付する別記第一号様式の標札(以下「標札」という。)を用いてしなければならない。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の公職選挙法による選挙事務規程の規定は、参議院議員の選挙についてはこの規則の施行の日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和三十七年八月十日から適用する。

3 この規則の施行の日以後昭和三十七年八月九日まで

2 法第百四十一条第一項の規定により候補者が主として選挙運動のために使用する自動車、拡声機及び船舶の表示は、同条第二項の規定によつて県の委員会が交付する別記第二号様式の表示板(以下「表示板」という。)を用いてしなければならない。

この規則の施行の日以後昭和三十七年八月九日まで

を返さなければならない。

第二条 標札及び表示板は、立候補の届出を受けた後直ちに交付する。

を返さなければならない。

2 前項の標札及び表示板は、その使用にかかる候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下され、若しくは候補者たることを辞した(法第九十一条又は法第百三条第四項の規定により候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。以下同じ。)とき又はその使用の目的を終了したときは、直ちに県の委員会に返さなければならない。

第五条 県の委員会が管理する選挙に関しては、法第百四十三条第一項第五号のポスターは、県の委員会の行なう検印を受けなければ掲示することができない。

第三条 表示板は、自動車にあっては冷却器の前面、拡声機にあっては送話口の下部、船舶にあっては操舵室の前面等外部から見易い箇所に、その使用中常時掲示しておかなければならない。

2 前項の検印については、別記第三号様式によつて作成した印のいずれか一を用いるものとする。ただし、二以上の選挙が近接して行なわれる場合その他特別の必要がある場合においては、これらの印を併用し、又は色分けをして用いるものとする。

第四条 標札又は表示板を紛失し、又は破損したためその再交付を受けようとする者は、県の委員会に対して理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

第六条 県の委員会が管理する選挙における候補者又は推薦届出者は、県の委員会から別記第四号様式の検印票の交付を受けなければならない。

2 標札又は表示板の破損により前項の申請をする場合においては、その申請の際に破損した標札又は表示板

2 前項の検印票は、立候補の届出を受けた後直ちに交付する。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

第七条 第五条の規定による検印を受けようとする場合においては、前条の検印票に当該候補者の氏名を記入し、印をおして、これを県の委員会に提出しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

第七条 第五条の規定による検印を受けようとする場合においては、前条の検印票に当該候補者の氏名を記入し、印をおして、これを県の委員会に提出しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

第七条 第五条の規定による検印を受けようとする場合においては、前条の検印票に当該候補者の氏名を記入し、印をおして、これを県の委員会に提出しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

第七条 第五条の規定による検印を受けようとする場合においては、前条の検印票に当該候補者の氏名を記入し、印をおして、これを県の委員会に提出しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

第七条 第五条の規定による検印を受けようとする場合においては、前条の検印票に当該候補者の氏名を記入し、印をおして、これを県の委員会に提出しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

ならない。

2 県の委員会は、検印票一枚につき、五百枚以内のポスターに検印するものとする。

3 検印を受ける者は、検印を受けたポスターが五百枚に達するごとに当該検印票を県の委員会に返さなければならぬ。

4 検印をしたポスターが五百枚に達しないときは、県の委員会は、検印票の裏面に検印した月日及び検印した枚数を記入し、その印をおして提出者に返すものとする。

第三章 推薦団体の掲示するポスターの検印

第八条 県の委員会が管理する選挙に関しては、法第二百一条の四第六項第一号のポスターは、県の委員会の行なう検印を受けなければ掲示することができない。

2 第五項第二項の規定は、法第二百一条の四第八項の規定によるポスターの検印について準用する。

第九条 法第二百一条の四第二項の規定により県の委員会から確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

(以下「推薦団体」という。)は、県の委員会から別記第五号様式の検印票の交付を受けなければならない。

2 前項の検印票は、確認書を交付する際あわせて交付する。

第十条 検印票の交付を受けた推薦団体が検印を受けようとする場合においては、当該検印票に推薦団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地、開催年月日並びに検印に関する責任者の氏名を記入し、当該責任者の印をおして、これを県の委員会に提出しなければならない。

2 県の委員会は、検印票一枚につき五百枚以内のポスターに検印するものとする。

3 検印を受ける者は、検印を受けたポスターが五百枚に達するごとに当該検印票を県の委員会に返さなければならぬ。

4 検印したポスターが五百枚に達しないときは、県の委員会は、検印票の裏面に検印したポスターの枚数を記入し、その印をおして提出者に返すものとする。

第四章 ポスター掲示場

第十一条 市町村の委員会は、県の委員会の指示するところにより、法第四百四十四条の二第一項に規定するポスター掲示場(以下「掲示場」という。)を設置しなければならない。

2 市町村の委員会は、あらかじめ掲示場の設置の場所を定めて告示し、その写を添えて、直ちに県の委員会に報告しなければならない。

第十二条 掲示場は、当該選挙におけるすべての候補者のポスターが一面の掲示板上に掲示できるようにしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、一の掲示場としての一体性を確保することができ、一の掲示場としての一面上に掲示板を用いることができる。

2 掲示場の掲示板は、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものでなければならない。

3 掲示場の掲示板には、県の委員会の指示する予定候補者の数と同数の区画を設けなければならない。この

場合において、一の区画は、縦横おおむね四十五センチメートルの正方形となるようにしなければならない。

4 前項の区画には、市町村の委員会(数町村の区域を合せた開票区については、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。))第七十条の二の規定により定められた町村の委員会又は県の委員会が指定する町村の委員会、以下「管理町村の委員会」という。)が開票区ごとにあらかじめくじで定める区画番号を表示しておかねばならない。

5 掲示場には、当該選挙のポスター掲示場である旨並びに掲示場及びポスターをき損し、又は破損することのないよう注意事項を表示しておかなければならない。

第十三条 市町村の委員会は、前条第四項のくじを行なう日時及び場所を定めて、あらかじめ告示しなければならない。

2 市町村の委員会は、前項のくじを行なう場合においては、選挙人を立ち会わせるようにしなければならない。

い。

第十四条 法第百四十四条の二第三項の規定により県の委員会の定めるポスターの掲示期間の告示は、選挙の期日の公示又は告示の日に行なうものとする。

第十五条 候補者は、掲示場にポスターを掲示しようとするときは、県の委員会が当該候補者について指定する番号が付されている掲示板の区画に従わなければならない。

2 前項の番号は、選挙の期日の公示又は告示の日に立候補の届出のあった候補者については県の委員会がくじで定めるものとし、その後に出出のあった候補者についてはその届出の順位と同じ番号とする。ただし、すべての区画について掲示すべき候補者が決定した後において、候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下され、若しくは候補者であることを辞したことにより、次条第三項の規定の適用を受けた区画があるときは、その後の届出にかかる候補者にこれに掲示させることができる。この場合において、同条同項の適用を受け

た区画が二以上あるときは、当該区画番号の順に従い、掲示の順序を定めるものとする。

3 前項のくじを行なう日時及び場所は、県の委員会が前条の規定により行なう告示にあわせて告示するものとする。

4 候補者又はその代理人は、第二項のくじに立ち会うことができる。

5 県の委員会は、第二項の規定により各候補者について掲示場に掲示すべき区画の番号が決定したときは、その旨を候補者及び市町村の委員会に通知するものとする。

第十六条 市町村の委員会は、第十四条の規定により告示されたポスター掲示期間中、善良なる管理者の注意をもって掲示場の施設を管理しなければならない。

2 市町村の委員会は、候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下し、若しくは候補者であることを辞した旨の通知を受けたときは、その者の掲示にかかるポスターを、直ちに撤去しなければならない。

3 市町村の委員会は、候補者がその指定された掲示区画以外の箇所にポスターを掲示していることを知ったときは、すみやかに、期限を付して、所定の区画に掲示しなすよう当該候補者に通知するとともに、その旨を県の委員会に報告しなければならない。

4 市町村の委員会は、掲示場の破損等を発見した場合は、直ちにこれを補修し、補修の程度により新たにポスターを掲示しなす必要があるときは、すみやかに、当該候補者に対してその旨を通知するとともに、県の委員会に報告しなければならない。

第十七条 市町村の委員会は、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により掲示場を設置することができないとき又は設置することができなくなったときは、直ちにその旨を県の委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の指示により掲示場の設置場所を変更して掲示場を設置する場合について準用する。

3 前条第四項の規定は、前項の場合において新たにポスターを掲示しなす必要があるときについて準用する。

第五章 立会演説会

第十八条 県の委員会が法第百五十三条第二項に規定する立会演説会を開催する単位を決定したときは、直ちに当該開催市の委員会に通知するものとする。

2 市の委員会は、前項の通知を受けたときは、直ちに当該単位の区域を定めて、これを告示するとともに、県の委員会に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告があったとき又は法第百五十三条第一項の規定による町村を指定したときは、県の委員会は、この旨を、立会演説会を開催する市町村の委員会(以下本章中「市町村の委員会」という。)に通知するとともに、告示するものとする。

第十九条 法第百五十四条の規定によって候補者に代つて演説をしようとする者(以下「代理人」という。)は、市町村の委員会に対して別記第六号様式により、

その候補者の代理人であることを証明する書面を示さなければならぬ。ただし、証明し難い事情のあるときは、その旨を説明して証明に代えることが出来る。

第二十条 法第五十六条又は法第五十六条の二の規定により立会演説会に加わろうとする旨の申出は、選挙の期日の公示又は告示のあった日(公示又は告示の日を含む。)から二日以内にしなければならぬ。

2 法第五十七条の規定により前項の期日後に立会演説会に加わろうとする旨の申出は、自己の加わるべき最初の立会演説会開催の日前四日までに行なければならぬ。

3 班別編成の方法によらない立会演説会を行なう場合において、前項の規定による参加の旨の申出をするときは、自己の加わるべき立会演説会の開催日及び会場についてそれぞれ希望の順位を定めて、その旨を申し出なければならぬ。

4 班別編成の方法によらない立会演説会への参加申出は別記第七号様式により、班別編成の方法による立会

演説会への参加申出は別記第八号様式によつてしなければならぬ。

第二十一条 県の委員会が法第五十五条第三項の規定によつて政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求めて意見を聴こうとするときは、その期日及び場所をあらかじめ告示し、あわせて関係者に通知するものとする。

第二十二条 前条の規定は、法第五十六条第二項及び第四項並びに法第五十六条の二第二項の規定によるくじを行なうべき日時及び場所について準用する。

第二十三条 法第五十六条第二項及び第四項並びに法第五十六条の二第二項の規定によつて立会演説会において演説することのできる候補者及び各立会演説会における演説の順序(班別編成の方法による立会演説会に於ては、その所属の班及び最初に行なわれる立会演説会における演説の順序)を定めるくじを行なう場合において、候補者又はその代理人で前条の規定によつて告示された時刻までに参集しないものがあると

きは、県の委員会の委員長は、書記の中からその者の代理人を定め、くじを行なうものとする。

2 法第五十六条の二第二項の規定により、班別編成による立会演説会における候補者の所属の班を定める場合において参加申出にかかる同一政党その他の政治団体に属する候補者が二人以上あるときは、候補者の所属の班を定める前に政党その他の政治団体ごとに、当該政党その他の政治団体に属する候補者の数に相当する数に至るまで、県の委員会が定めた班の順序に従つて、それぞれの班に順次一の数を属させることとしなければならぬ。

3 前項の場合において候補者の数を班に属させる政党その他の政治団体の順序は、県の委員会がくじで定める。

4 班別編成の方法による立会演説会における候補者の所属の班を定めるくじは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者について当該政党その他の政治団体ごとに行なうものとする。

5 政党その他の政治団体に属しない候補者の所属を定めるくじを行なう場合においては、これらの者が一の政治団体に属するものとみなして、前三項の規定を適用する。

第二十四条 候補者が班別編成の方法によらない立会演説会に、法第五十七条第一項の規定により指定期日後参加の申出をした場合における当該候補者の演説の順序は、すでに申し出た候補者の前とする。

2 前項の場合において同時に参加の申出をした候補者が二人以上あるときは、くじによりその演説の順序を定めるものとする。

3 候補者が班別編成の方法による立会演説会に、法第五十七条第一項の規定により指定期日後参加の申出をした場合における当該候補者の演説の順序は、その者が最初に加わるべき立会演説会に限り、既に申出をした候補者の前とし、次回以後においては法第五十六条の二第四項の規定の例によるものとする。

4 前項前段の場合において同時に参加の申出をした候

補者が一の班に二人以上属することとなるときは、くじによりその演説の順序を定めるものとする。
5 法第百五十六条の二第三項の規定により立会演説会を二又は三の期間に分けて行なう場合においては、各期間ごとに前二項の規定を適用する。

第二十五条 班別編成の方法による立会演説会に、法第百五十七条第一項の規定により指定期日後参加の申出をした候補者の属すべき班は、当該候補者の希望並びに参加している候補者の数若しくは当該候補者の属する政党その他の政治団体を参酌して県の委員会が決定するものとする。

第二十六条 市町村の委員会は、法第百五十八条第一項の規定により立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行なうべき候補者の氏名及び党派別を掲示する場所をあらかじめ定めておかなければならない。
この場合における掲示の場所は、その選挙の選挙運動の期間中は変更することができない。ただし、天災その他避けることのできない事故によってその場所に掲

示することができないときはこの限りではない。
2 法第百五十八条の規定によって行なう候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序は、その立会演説会における候補者の演説の順序による。

3 前項の氏名及び党派別の掲示のうち、字数二十をこえる名称を有する政党その他の政治団体に所属する候補者の党派については、令第八十八条第三項の略称のみを掲載するものとする。

4 市町村の委員会は、法第百五十八条第一項の規定による掲示をした後当該候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下し、若しくは候補者であることを辞した旨の通知を受けたときは、掲示中その通知にかかる候補者に関する部分を抹消しなければならない。

5 市町村の委員会が法第百五十八条の規定によって行なう掲示及び演説会場の表示は、その市町村の委員会が開催する当該選挙におけるすべての立会演説会を通じて同一の様式及び大きさでしなければならない。

第二十七条 市町村の委員会は、その委員会の委員又は

書記の中から、立会演説会を司会する者を定めなければならない。

第二十八条 前条の規定によって立会演説会を司会する者が、その委員会の委員以外の者である場合には、委員会は、法第百五十九条の規定により立会演説会の秩序を保持する者を委員中から同時に指定しておかなければならない。

第二十九条 候補者及び代理人は、立会演説会の実施に關しては、立会演説会を司会する者のすべての指示に従わなければならない。

2 候補者及び代理人は、立会演説会を司会する者のした指示が著しく公平を失すると認めるときは、その司会者又はその市町村の委員会の委員長に対して異議を述べることができる。

第三十条 候補者又は代理人で立会演説会に出席することのできない事情があるときは、その立会演説会の開催の日前三日までにその旨を、別記第九号様式によって当該市町村の委員会に届け出なければならない。

2 市町村の委員会は、前項の届出を受けたときは、直ちに県の委員会にその旨を報告しなければならない。

3 市町村の委員会は、法第百五十八条の規定による掲示を行なう場合において、候補者又は代理人から第一項の規定による届出があったときにおいても当該候補者の氏名及び党派別の掲示は行なわなければならない。この場合においては、当該候補者の氏名の下に「(欠席)」と表示するものとする。

第三十一条 立会演説会において演説をする候補者又は代理人は、最初に演説をすべき者にあつては演説を開始する時刻前十五分までに、その他の者にあつては自己の演説を開始する時刻前五分までに会場に到着して司会者にその旨を申し出なければならない。

2 前項に規定する時刻までに会場に到着しなかった者は、その立会演説会においては演説をすることができない。ただし、自己の演説の開始時刻に遅れた場合において他の候補者又は代理人の演説が開始されていないとき又は次条第一項の規定によって後順位者を操り

上げてもお演説が中断され若しくは中断される虞れがある場合その他立会演説会を司会する者が正当な事由があると認める場合においては、その者についての残余時間又はこれらの者の演説すべき順序にかかわらず時間を限って演説をさせることができる。

第三十二条 候補者又は代理人がその演説時間の全部又は一部を使用しないために演説が中断された場合は、その立会演説会を司会する者は、他の候補者又は代理人の順序を繰り上げて演説をさせることができる。

2 前条第二項及び前項の場合を除く外、演説が中断されたときは、その立会演説会を司会する者は、聴衆の退散を防ぐために適当な措置をとらなければならない。

第三十三条 立会演説会において候補者又は代理人が法第五十五条第一項及び第三十一条第二項ただし書の規定により決定されている演説時間を経過してもなお演説をやめないときは、立会演説会を司会する者は直ちにこれを中止させなければならない。

2 停電、拡声機の故障その他やむを得ない事由によつ

て立会演説会を続けることができなくなったと認めるときは、立会演説会を司会する者は、立会演説会を一時中止させ、その事由がなくなつてから立会演説会を繰行させることができる。この場合において演説を中止させた時間は、候補者が演説することができる時間に算入しないものとする。

第三十四条 法第五十六条第一項の規定により班別編成によらない立会演説会に加わるべき旨の申出をした候補者の数が二人に達しないときは、当該申出にかかると立会演説会を行なわない。ただし、法第五十七条第一項の規定による参加申出があつたためその立会演説会において現に演説することのできる候補者の数が二人以上となることとなる場合においては、この限りでない。

2 法第五十六条の二第二項の規定により班別編成による立会演説会に加わるべき旨の申出をした候補者について、その所属の班をくじで定める場合において一の班に属する候補者の数が二人に達しないときは、そ

の班の立会演説会を行なわない。ただし、法第五十七条第一項の規定による二人以上の参加申出があつたためその班に属すべき候補者の数が二人以上となることとなる場合においては、この限りでない。

3 候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下され、若しくは候補者であることを辞したため、立会演説会の開催の日の前日において当該立会演説会に参加すべき候補者の数が二人に達しなくなったときは、当該立会演説会を行なわない。候補者から第三十条第一項の規定による欠席の届出がなされたため演説を行なうべき候補者の数が二人に達しなくなったときも、また同様とする。

4 立会演説会を開催すべき期日前二日迄に、当該立会演説会に加わるべき候補者が死亡し、立候補の届出を却下され、若しくは候補者であることを辞し、又は候補者から第三十条第一項の規定により欠席の届出がなされた場合においては、当該立会演説会における演説の順序は、当該候補者の次順位者以下の者を順次、順

位づつ繰り上げたものによる。

5 前四項の規定により立会演説会を行なわない場合又は立会演説会における演説の順序を変更する場合には、その旨を告示するとともに関係のある市町村の委員会及び候補者に通知するものとする。

第三十五条 班別編成の方法による立会演説会において、前条第二項本文及び同条第三項前段の規定により一の班の立会演説会を行なわなくなった場合においては、その班に属した候補者の希望により、他の班の立会演説会に参加させることができる。この場合における当該候補者の参加申出及び最初に加わるべき演説の順序については、第二十条第二項、第二十四条第三項及び第五項の例による。

2 前条第五項の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

第三十六条 市町村の委員会は、候補者又は代理人(第三十条第一項の規定による届出があつた者を除く。)

が立会演説会において演説を行なうべき時間に演説を行なわなかったときは、直ちにその旨を県の委員会に報告しなければならない。

第三十七条 法第五十八条第一項の規定による掲示をした後において、法第五十七条の二第一項の規定によつて演説の順序を変更したときの法第五十八条第一項の掲示の掲載の順序は、第二十六条第二項の規定にかかわらず、その変更前の演説の順序による。

第三十八条 法第五十八条の二第一項の規定により立会演説会を中止する事由が生じた場合においては、県の委員会は、直ちにその旨を告示するとともに、関係のある市町村の委員会及び候補者に通知するものとする。

2 市町村の委員会は、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により立会演説会の開催が不能となつたとき若しくは立会演説会の開催が不能となる虞れがあると認めるとき又は第三十三条第二項の規定により立会演説会を一時中止させたときは、直ちに

その旨を県の委員会に報告しなければならない。

3 市町村の委員会は、法第五十八条の二第二項の規定により立会演説会を行なわないことと決定したときは、直ちにその旨を告示するとともに、県の委員会に報告しなければならない。

4 県の委員会は、前項の報告を受けたときは、直ちに関係のある候補者に通知するものとする。

第三十九条 市町村の委員会は、立会演説会を開催する場合においては、照明、演壇、拡声機、聴衆席、時計等立会演説会開催のために必要な設備（暖房の設備を除く。）をしなければならない。

第四十条 前各条に規定するものを除く外、県の委員会の委員長は、立会演説会を円滑に実施するため、あらかじめ又はその都度必要な措置を講ずることができ

第六章 個人演説会

第四十一条 法第六十一条第三項の規定により市町村の委員会が県の委員会に対してする報告は、別記第十

号様式によつてこれをしなければならない。

第四十二条 令第二百一十一条第二項の規定により個人演説会の施設について、候補者が納付すべき費用の額の承認をする場合において県の委員会に対してする協議は、別記第十一号様式によつてしなければならない。

第四十三条 法第六十三条の規定による個人演説会の開催の申出は、別記第十二号様式によつてこれをしなければならない。

2 法第六十四条の二第四項の規定により衆議院議員、参議院地方選出議員、又は鳥取県の知事の候補者（以下本章中「候補者」という。）が行なう個人（演説会（以下「演説会」という。）に関する開催の申出及び回数）の確認については、前項の規定にかかわらず、別記第十三号様式による個人演説会の開催申出書及び回数確認票によつてしなければならない。

3 前項の申出書及び回数確認票は、立候補の届出の際、候補者一人につきそれぞれ六十枚交付するものとする。

第四十四条 候補者は、法第六十四条の二第四項の規定によつて演説会の開催の申出をする場合において

は、申出書は切り離すことなく、回数確認票とともに市町村の委員会に提出しなければならない。

2 市町村の委員会の委員長は、前項の申出を受理したときは、その申出にかかる演説会が法第六十四条の二第一項の規定による回数の制限を超えないと認めるときは、回数確認票に候補者の氏名、演説会の日時、使用すべき施設の名称及び申出の年月日を記入し、かつ、記名押印して、回数を確認しなければならない。

3 市町村の委員会の委員長は、前項の規定による確認が終つたときは、申出書を切り離して、回数確認票を候補者に返さなければならない。

第四十五条 候補者は、法第六十四条の二第三項ただし書の事由によつて演説会を実施しなかつた場合においては、市町村の委員会に申請して同条同項本文を適用しない旨の証明を求めることができる。この場合においては、当該演説会に関する回数確認票を提示しな

ければならない。

2 市町村の委員会の委員長は、前項の場合においてその申請を正当と認めるときは、回数確認票の証明欄にその旨の証明をしなければならない。

3 候補者が既に申し出た演説会につき、その開催の日前二日までにその演説会を中止しようとするときも、また前二項と同様とする。

第四十六条 市町村の委員会の委員長は、第四十四条第三項の規定により切り離れた申出書に、当該申出にかかる演説会の実施の有無及び法第六十四条の二第三項本文の規定の適用の有無を記入の上、県の委員会に送付しなければならない。

第四十七条 第四十五条の規定により証明を受けた演説会に代るべき演説会については、第四十四条から第四十六条までの規定を準用する。ただし、当該演説会の申出書及び回数確認票は別記第十四号様式によるものを使用しなければならない。

2 候補者は、第四十五条の規定による証明を受けた回数

数の確認票を県の委員会に提示して前項ただし書の申出書及び回数確認票の交付を受けることができる。

第四十八条 第四十三条第二項及び前条第一項の規定による申出書又は回数確認票（以下「申出書」又は「回数確認票」という。）を紛失、破損、又は汚損したためその再交付を受けようとする候補者は、理由を付して文書で申請しなければならない。この場合において、申出書又は回数確認票の紛失のための申請は、すでに交付を受けた申出書及び回数確認票の使用状況の明細書を作成し、かつ、その明細書が真実であることを誓う旨の文書をあわせて提出しなければならない。

2 県の委員会は、前項後段の明細書に虚偽の記載があると認めるときは、申出書又は回数確認票の再交付を拒否し、若しくは申出書又は回数確認票の返還を命ずることができる。

3 候補者は、破損又は汚損のため第一項の申請をする場合においては、破損又は汚損した申出書又は回数確認票を返さなければならない。

4 法第六十四条の二第五項の規定により行なう演説会開催の日時、会場、当該候補者の氏名及び党派別を表示する立札は、演説会場の場所及び施設の程度に応じて公衆の見易い大きさと様式をもつてしなければならない。ただし、当該選挙を通じて同じ大きさと様式によらなければならない。

5 前項の立札による掲示は、当該演説会の開催の日の午前九時から演説会終了のときまでの間これを行なわなければならない。ただし、演説会の開始時刻が午前九時以前であるときは、その演説会開始の二時間前から掲示を開始しなければならない。

6 第二十六条第三項の規定は、第四項の立札による掲示について準用する。

第七章 街頭演説

第四十九条 法第六十四条の五第二項の規定によって県の委員会が交付する標旗は、別記第十五号様式による。

第五十条 法第四百一条の二第一項の規定により主と

して選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乘車又は乗船する者（候補者、運転手及び船員を除く。）は、県の委員会が交付する別記第十六号様式の腕章を着けなければならない。

2 法第六十四条の八第一項の規定による選挙運動に従事する者（前項の規定による腕章を着用する者を除く。）は、県の委員会が交付する別記第十七号様式の腕章を着けなければならない。

第五十一条 第二条及び第四条の規定は、前二条の標旗及び腕章の交付及び返付について準用する。

第五十二条 県の委員会が管理する選挙に関し、市町村の委員会が法第六十四条の九の規定により街頭演説の場所を確保する場合には、あらかじめ当該場所の管理者又は所有者の承諾を得て定めるとともに、当該場所に別記第十八号様式に準じて作製した表示板一箇を設けなければならない。

2 市町村の委員会は、前項の規定により街頭演説の場所を決定したときは、その旨を告示するとともに、そ

の写を添えて直ちに県の委員会に報告しなければならない。

3 前項の告示は、選挙の期日の公示又は告示のあった日に行なわなければならない。

第八章 選挙公報

第五十三条 法第六十七条第一項の規定により鳥取県の知事選挙について発行する選挙公報には、当該候補者の写真を掲載するものとする。

第五十四条 衆議院議員、参議院地方選出議員、又は鳥取県の知事の候補者(以下本章中「候補者」という。)が、法第六十八条第一項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとするときは、県の委員会が交付する原稿用紙に記載した掲載文一通及び写真二葉を添えて、別記第十九号様式による申請書を県の委員会に提出しなければならない。

2 前項の原稿用紙の様式は、候補者の数又は印刷の都合等により、選挙のつど、県の委員会の委員長が決定する。

3 第一項の原稿用紙には、氏名を記載する箇所(以下本章中「氏名欄」という。)及び写真を掲載する箇所を設けるものとする。

4 第一項の写真は、当該候補者の立候補の届出の日前六箇月以内に上半身(無帽のもの)を撮影したもので、大きさは名刺型とし、その裏面に当該候補者の党派及び氏名を記載しなければならない。

5 第一項の申請を郵便で行なう場合は、封筒の表面に「選挙公報掲載申請書」と朱書しなければならない。

第五十五条 掲載文は、活字、ペン又は毛筆を用いて、黒色の色素により、縦書で記載しなければならない。

2 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、アラビア数字、アルファベットの文字、句点、読点、かぎ又はかっこ以外のものを使用して記載してはならない。

3 掲載文は、二以上の文字又は記号の類をもって、他の文字又は記号の類を表示するように記載してはならない。

4 掲載文に使用する文字は、候補者の数又は印刷の都合等により、選挙のつど県の委員会の委員長が決定する大きさに従わなければならない。

5 句点、読点、かぎ及びかっこ並びに氏名欄中の候補者氏名に付する振仮名は、法第六十八条第二項の字数に算入しない。

第五十六条 県の委員会は、前条の規定に違反して記載した掲載文の申請があったときは、候補者に対し、記載の訂正を要求することができる。

2 候補者が法第六十八条第一項の規定により県の委員会が指定する締切期日(以下「締切期日」という。)までに前項の規定による求めに応じない場合は、県の委員会は、必要な訂正をすることができる。

第五十七条 候補者は、すでに提出した掲載文又は写真を撤回しようとするときはその旨を、これを修正し又は取り替えようとするときは県の委員会が交付した原稿用紙に新たに記載しなおした掲載文又は取り替えようとする写真を添えてその旨を、それぞれ文書をもって

て県の委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による撤回又は修正若しくは取り替えの申請は、締切期日までにしなければならない。

3 法第六十八条第一項の規定によつて提出された掲載文は、いかなる場合にも返付しない。

第五十八条 法第六十九条第四項の規定により掲載順序のくじを行なう日時及び場所は、別に県の委員会が定めて告示する。

第五十九条 選挙公報は、候補者から提出された掲載文を写真製版の方法により、単色で印刷する。

2 選挙公報の様式は、掲載申請者の数又は印刷の都合等により、選挙のつど、県の委員会の委員長が決定する。

3 候補者は、写真製版の方法又は選挙公報の体裁について指定することができない。

第六十条 選挙公報には、その余白に当該選挙に関する事項の周知及び棄権防止のために必要な事項を登載することができる。

第六十一条 選挙公報の印刷を開始した後においては、候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下され、若しくは候補者たることを辞した場合においても、当該候補者の申請にかかる掲載文の掲載は中止しないものとする。

第六十二条 選挙公報は、選挙の期日前五日までに市町村の委員会に送付するものとする。ただし、やむを得ない事由が発生した場合は、この限りでない。

2 市町村の委員会は、前項の規定により選挙公報の送付を受けたときは、遅くとも選挙の期日前二日までに当該選挙に用うべき当該市町村の選挙人名簿に記載された者の属する世帯(以下「世帯」という。)並びにその区域内に所在する令第五十五条第二項の不在者投票管理者に配付しなければならない。

3 前項の規定により選挙公報を世帯に配付する場合において、その世帯の他の選挙区への移転又は住居の不明等の事由により配付が困難なときは、当該世帯については、選挙公報の配付は行なわない。

4 前項の規定により選挙公報の配付を受けなかった世帯に属する選挙人は、第二項の規定にかかわらず、現に居住する市町村の委員会に申し出て選挙公報の交付を受けることができる。

5 第二項の規定により選挙公報の配付を受けた不在者投票管理者は、関係選挙人に対し適宜配付し、又は回覧し、若しくはこれを掲示しなければならない。

第六十三条 選挙公報の印刷の誤りは、当該選挙公報の末尾又は鳥取県公報をもって訂正する外、緊急を要する場合は、なお、適宜の措置を講ずるものとする。

第九章 候補者の氏名等の掲示

第六十四条 法第七十三条第一項の規定により市町村の委員会が行なう候補者の氏名及び党派別(以下本章中「氏名等」という。)の掲示は、別記第二十号様式に準じてこれをしなければならない。

2 氏名等の掲示の中、氏名には振仮名を付さなければならない。

3 前項の振仮名は、選挙長から立候補の届出又は推薦

届出について通知があった場合の振仮名によらなければならない。ただし、選挙長からの通知にかかる振仮名がないときは、通常一般に用いられる振仮名を用いるものとする。

4 第二十六条第三項の規定は、氏名等の掲示について準用する。

第六十五条 氏名等の掲示を行なった後、候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下し、若しくは候補者であることを辞した旨の通知を選挙長から受けた場合は、市町村の委員会は、掲示中その通知にかかる候補者に関する部分を二本線で抹消し、当該委員会の印を押さなければならない。

2 届出にかかる候補者の氏名又は党派名について変更があった旨の通知を受けたときは、その候補者にかかる部分を別紙によって修正しなければならない。

第六十六条 市町村の委員会は、氏名等の掲示をする箇所をあらかじめ定めておかなければならない。

2 前項の掲示箇所は、災害その他特別の事情がない限

り、当該選挙を通じて同一の場所で行なければならない。ただし、指定した箇所が当該選挙の投票所の入口以外の箇所である場合は、投票の当日は一箇所を限り、その投票所の入口にこれをしなければならない。

3 市町村の委員会は、氏名等の掲示が著しく汚損し、又は破損したときは、直ちにこれを取り替え、又は補修しなければならない。

第六十七条 市町村の委員会は、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により氏名等の掲示の手續を中止したときは、直ちにその旨を県の委員会に報告しなければならない。

第六十八条 県の委員会は、法第七十四条第一項の規定によるくじを行なう日時及び場所をあらかじめ定めて告示するものとする。ただし、掲示開始の日前四日以後に通知のあった者について行なうくじについては、この限りでない。

2 前項のくじに立ち会おうとする候補者又はその代理人は、くじを行なう前日までに、県の委員会にその旨

を申し出なければならぬ。

3 前項の規定によって申し出た候補者又はその代理人がないとき又はくじを行なう時刻までに参会しないときは、選挙人をくじに立ち会わせるものとする。

第六十九条 法第七十五条の二第一項の規定により市町村の委員会が行なう候補者の氏名及び党派別の投票所内の掲示(以下「氏名表」という。)は、別記第二十一号様式によらなければならぬ。

2 氏名表の掲示は、候補者の数又は投票記載場所の設備の状況等により投票記載の場所その他の適当な箇所にし、かつ、汚損、破棄、修正等が加えられないような適当な措置を講じなければならぬ。

3 前項の掲示箇所は、少くとも一投票所につき、投票記載場所の数に相当する数にしなければならない。

第七十条 第二十六条第三項、第六十四条第二項及び第三項、第六十五条並びに第六十八条(第一項ただし書の規定を除く。)の規定は、氏名表の掲示について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「氏

名等の掲示を行なった後」とあるのは「氏名表を作成した後」と、第六十八条中「県の委員会」とあるのは「市町村の委員会」と読み替えるものとする。

第十章 収支報告書の閲覧

第七十一条 法第八十九条第一項の規定によって、県の委員会に提出された選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出の報告書は、法第九十二条第三項の期間内においては、何人も、いつでもその閲覧を請求することができる。

2 前項の閲覧は、県の委員会の事務局において、執務時間中にこれをしなければならない。

第七十二条 前条第一項の規定によって閲覧をする者(以下「閲覧人」という。)は、報告書の閲覧については、係員の指示に従い、その指示する場所で閲覧し、他所に持ち出してはならない。

2 閲覧人は、報告書をてい重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

3 前二項の規定に違反する者に対しては、係員は、そ

の閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

第十一章 補則

第七十三条 法第二百七十一条の三の規定に掲げる者に

対しては、主として選挙運動のために使用する自動車、拡声機及び船舶に表示する表示板並びに選挙運動のために使用するポスターを検印する検印票及び選挙運動用の腕章は、あらたに交付しないものとする。ただし、当該再立候補者がこれらのものを返還したものであるときは、再立候補者の請求に基づき、その返還にかかるものを再交付するものとする。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の規定は、参議院議員の選挙についてはこの規則の施行の日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和三十七年八月十日から適用する。

3 この規則の施行の日以後昭和三十七年八月九日まで

の選挙については、なお従前の例による。

別記

第一号様式 標 札

第 号

昭和何年何月何日執行何々選挙

候補者(氏名)選挙事務所

鳥取県選挙管理委員会 印

第二号様式 自動車及び船舶並びに拡声機の表示板
一 自動車及び船舶

第 号
候補者氏名
選挙用自動車
(船舶)

鳥取県
選挙管理
委員会

備考

白色の地色とし、縦三十二センチメートル、横二十四センチメートルの大きさとする。ただし、二以上の選挙場が直近して行なわれる場合においては色をかえることができる。

第四号様式 ポスター検印票

表

昭 和 何 年 何 月 何 日 執 行 何 々 選 挙

候 選 者 氏 名 ④

選 挙 用 ポ ス タ ー 検 印 票

鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 ④

第五号様式 ポスター検印票

表

(推薦団体名)

一 使用する施設の名称 検印責任者 氏 名 ④

二 施設の所在地 鳥取県何郡(市)何町(村)字町(町)何番地

三 演説会開催年月日 昭和何年何月何日

裏

検印月日	検印枚数	検印者名
計	500枚	

裏

検印月日	検印枚数	検印者名
計	500枚	

二 拡声機

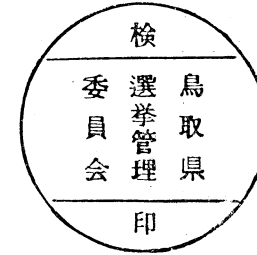
第 号

候 補 者 氏 名

選 挙 用 拡 声 機

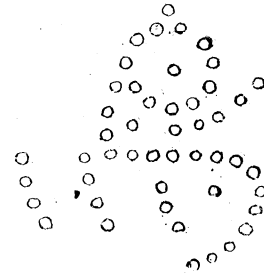
鳥 取 県	選 挙 管 理 会
委 員 会	

第三号様式 検印用の印



備考

白色の地色とし、縦横十六センチメートルの大きさとす。ただし、二行以上の文字を直して行なわれ、場合において、は色をかえ、るこがでる。



公職選挙法第五十六条の二第一項の規定により昭和何年何月何日執行の何々選挙における班別編成の方法による立会演説会に参加致したのでこの旨申出ます。
昭和何年何月何日
候補者氏名

鳥取県選挙管理委員会委員長(氏名)あて
第九号様式 立会演説会欠席届

立会演説会欠席届

昭和何年何月何日貴市(町)に於て開催される 何 選挙立会演説会には 何 々の事由により出席出来ませんのでこの旨御届けいたします。

昭和何年何月何日

選挙候補者氏名

何市(町)市(町)選挙管理委員会委員長(氏名)あて

備考 本届出は開催の日前三日までに遅滞なく届け出ること。

第十号様式 個人演説会会場指定報告

個人演説会会場指定報告

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席坪数	聴衆席収容見込人員数

右の通り報告いたします。

昭和何年何月何日

市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印

鳥取県選挙管理委員会委員長(氏名)あて

第十一号様式 個人演説会施設使用の費用額承認協議書

個人演説会施設使用の費用額承認協議書

施設の名 称	演説会場 の坪数	費用額							備 考			
		自四月一日至十月三十一日	自十一月一日至三月三十一日	平日	日曜日	休日	平日	日曜日		休日		

右の通り承認いたしましたので協議いたします。

昭和何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 (氏 名) 印

鳥取県選挙管理委員会委員長(氏名)あて

- 1 演説会場の施設の使用について料金の定めがあった場合において、その料金が演説会開催の為に必要な施設の費用を含むときは、使用料についての条例、規則等の写を添付すること。
- 2 摘要欄には、夜間使用の場合における臨時電球の取付又は臨時配線の必要の有無を記載すること。

第十二号様式 個人演説会開催申込書

個人演説会開催申込書

候補者 住所

氏

名

昭和何年何月何日執行の何選挙において公職選挙法第六十一条の規定による個人演説会を左記により開催したいので同法第六十三条の規定により申し込みたいとします。

昭和何年何月何日

候補者 氏

名

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長(氏名)あて

記

一、使用すべき施設 何々小学校

一、使用の日時 至自 何時間

一、演説者 住所 党派 氏名

一、使用に関する事務連絡者 住所 氏名

一、自から施設を加える場合はその程度

第十三号様式 個人演説会開催申出書

第何回 個人演説会開催申出書

昭和何年何月何日執行何選挙運動のため左記の通り個人演説会(共同個人演説会)を開催したいから申し出ます。

昭和何年何月何日

候補者 氏住所

印

何町選挙管理委員会委員長(氏名)あて

開催日	時
使用する施設	名称
共同演説会に参加する他の候補者の政党及び氏名	

実施有無 不算入確認 月 日

切取線

第何回 個人演説会回数確認票

昭和何年何月何日執行何選挙における候補者の個人演説会開催の回数を確認する。

何町村 選挙管理委員会委員長(氏名) 印

候補者氏名	開催日	施設名称
	何月何日何時から何時まで	何月何日何時
	開催申出月日	何月何日何時

事由 個人演説会の回数不算入確認証明

昭和何年何月何日

何町村 選挙管理委員会委員長(氏名) 印

第十四号様式 個人演説会開催申出書

第何回 個人演説会開催申出書

昭和何年何月何日執行何選挙における候補者の個人演説会(共同個人演説会)について何月何日何市町村選挙管理委員会へ申し出ましたが、同委員会の何月何日付回数不算入確認証明のとおり開催することができなかったので左記の通り開催の申出をします。

昭和何年何月何日

候補者 住 氏 名 所

印

何町選挙管理委員長(氏名)あて
市 村

開	用	す	る	施	設	の	名	称	時	日
共同演説会に参加する他の候補者の政党及び氏名										

切取線

第何回 個人演説会回数確認票

昭和何年何月何日執行何選挙における候補者の個人演説会の回数を確認する。

昭和何年何月何日

何 市 町 村 選挙管理委員長(氏 名) 印

候補者氏名	開	催	日	時	施	設	の	名	称
	何月何日	何時から	何時まで		何月何日	何時			
	開催	申出	月	日					

個人演説会の回数不算入確認証明

昭和何年何月何日

何 市 町 村 選挙管理委員長(氏 名) 印

第十五号様式

街頭演説用標旗

第 号 昭和何年何月何日執行 何々選挙 候補者 氏 名 烏取県選挙管理委員会 印

備考

- 1 生地は布地とする。
- 2 二以上の選挙が近接して行なわれる場合には各選挙毎に文字の色をかえることができる。

第十六号様式

乗車用腕章

第 号 昭和何年何月何日執行 何々選挙 候補者 氏 名 烏取県選挙管理委員会 印

備考

- 1 生地は布地とする。
- 2 二以上の選挙が近接して行なわれる場合には各選挙毎に文字の色をかえることができる。

2 この規則による改正後の政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の規定は、参議院議員の選挙についてはこの規則の施行の日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和三十七年八月十日から適用する。

昭和四年四月十五「第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 者

刷 行 者

所 者

鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取県鳥取市栗谷町

刷

所 県